

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合において、選挙人の投票の便宜のため必要があると認めるときは、前条の投票所のほか、当該市町村の区域内の駅、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）その他の当該市町村の区域を通じて選挙人の投票の便宜を図ることができると思われる場所として指定した場所に、いずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる投票所（以下「共通投票所」という。）を設けることができる。この場合において、第三十七条第二項中「有する者」とあるのは「有する者（第三十九条の二第一項に規定する共通投票所（第六項及び次条において「共通投票所」という。）の投票管理者にあつては、選挙権を有する者）」と、同条第六項中「選挙権」とあるのは「選挙権（共通投票所の投票管理者にあつては、選挙権）」と、第三十八条第一項中「登録された者」とあるのは「登録された者（共通投票所にあつては、当該市町村の選挙人名簿に登録された者。次項において同じ。）」と、同条第二項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、同条第四項中「投票区」とあるのは「投票区又は一の共通投票所」と、第四十二条第一項ただし書、第四</p>	<p>（新設）</p>

十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、第四十九条の二第二項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、二指定在外選挙投票区の投票所」とあるのは「二指定在外選挙投票区の投票所（共通投票所において投票を行わせる場合にあつては、指定在外選挙投票区の投票所又は市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所）」と、第五十一条中「第六十条」とあるのは「第三十九条の二第二項において準用する第六十条」と、「投票所外」とあるのは「投票所外又は共通投票所外」と、「投票所の」とあるのは「投票所又は共通投票所の」と、第五十三条第一項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」とする。

2| 次条、第四十一条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、次条第一項中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは、「必要があると認めるときは、共通投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は共通投票所を閉じる時刻を」と読み替えるものとする。

3| 第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合における第一項の規定の適用については、同項中「いずれの投票区」とあるのは、「いずれの投票区（選挙の期日において当該選挙の期日に投票を行う投票区に限り、第五十六条又は第

五十七條第一項の規定により定められた投票の期日においては当該投票の期日に投票を行う投票区に限る。」とする。

4 市町村の選挙管理委員会は、共通投票所を設けた場合においては、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)

第四十八條の二 ①・2 (略)

3 第三十九條、第三十九條の二第四項、第四十條、第四十一條及び第五十八條から第六十條までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九條	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二)以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の
-------	-----	--

(期日前投票)

第四十八條の二 ①・2 (略)

3 第三十九條から第四十一條まで及び第五十八條から第六十條までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九條	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二)以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の
-------	-----	--

第四十条第一項	第三十九条の二第四項			設ける。	指定した期間)、市役所
	選挙人の投票の便宜	午前七時	投票所 投票所又は他の共通投票所		
次の各号に掲げる場	午前八時三十分	二以上の期日前投票所を	一の期日前投票所 他の期日前投票所	設ける。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。	指定した期間)、市役所

第四十条第一項	(新設)			(新設)	指定した期間)、市役所
	選挙人の投票の便宜	午前七時	(新設) (新設)		
二以上の期日前投票	午前八時三十分	(新設)	(新設)	(新設)	指定した期間)、市役所

のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとは認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げるこ
とができる。

合にあつては、当該各号に定める措置をとることができる。

一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を三時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合

のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとは認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において

所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を

に限る。) 期日前
投票所を開く時刻
を三時間以内の範
囲内において繰り
上げ若しくは当該
時刻を繰り下げ、
又は期日前投票所
を閉じる時刻を繰
り上げ若しくは当
該時刻を二時間以
内の範囲内におい
て繰り下げるこ
と。

(略)

4 (略)

(不在者投票)

第四十九条 ①～6 (略)

7 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶(次項において「指定船舶」という。)に乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいう。)であるものうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、

(略)

4 (略)

(不在者投票)

第四十九条 ①～6 (略)

7 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいう。)であるものうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四

第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるもの及び選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。）であるものうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

9・10 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 ①・2 (略)

3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参

条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

(新設)

8・9 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 ①・2 (略)

3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参

議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第九項までの規定は、適用しない。

(投票所に入出し得る者)

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

2 前項の規定にかかわらず、選挙人の同伴する子どもは、投票所に入ることができる。ただし、投票所における混雑、けん騒その他の事情により投票所の秩序及び静穏を保持すること又は選挙の公正を確保することができなくなるおそれがあると投票管理者が認めるときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、投票所に入ることができる。

(開票)

第六十六条 (略)

2 開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所、共通投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

3 (略)

議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(投票所に入出し得る者)

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

(新設)

(新設)

(開票)

第六十六条 (略)

2 開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

3 (略)

(開票所の取締り)

第七十四条 第五十八条第一項、第五十九条及び第六十条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(選挙会場及び選挙分会場の取締り)

第八十五条 第五十八条第一項、第五十九条及び第六十条の規定は、選挙会場及び選挙分会場の取締りについて準用する。

(選挙当日の選挙事務所の制限)

第三十二条 選挙事務所は、第二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、当該投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から三百メートル以外の区域に限り、設置することができる。

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第三十七条 教育者(学校教育法に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(文書図画の頒布)

第四十二条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この

(開票所の取締り)

第七十四条 第五十八条本文、第五十九条及び第六十条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(選挙会場及び選挙分会場の取締り)

第八十五条 第五十八条本文、第五十九条及び第六十条の規定は、選挙会場及び選挙分会場の取締りについて準用する。

(選挙当日の選挙事務所の制限)

第三十二条 選挙事務所は、第二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、当該投票所を設けた場所の入口から三百メートル以外の区域に限り、設置することができる。

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第三十七条 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(文書図画の頒布)

第四十二条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号

場合において、ビラについては、散布することができない。

一〇三 (略)

四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚

五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚

六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚

2〇5 (略)

6 第一項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定め

までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一〇三 (略)

四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚

五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚

六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚

2〇5 (略)

6 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二

る方法によらなければ、頒布することができない。

7 第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙をばらなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

8 第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。

9 第一項から第三項までのビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。

10
13 （略）

（近接する選挙の場合の演説会等の制限）

項並びに第三項のビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。

7 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙をばらなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

8 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までのビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。

9 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。

10
13 （略）

（近接する選挙の場合の演説会等の制限）

第六十五條の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所又は共通投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、選挙運動のために街頭演説（演説を含む。）を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすること及び第四百十條の二第一項ただし書の規定により自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることも、また同様とする。

（投票記載所の氏名等の揭示）

第七十五條 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内又は共通投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内又は共通投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内又は共通投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の揭示を、その他の選挙にあつては投票所内又は共通投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）の揭示をしなければならぬ。ただし、第四十六條の二第一項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

第六十五條の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、選挙運動のために街頭演説（演説を含む。）を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすること及び第四百十條の二第一項ただし書の規定により自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることも、また同様とする。

（投票記載所の氏名等の揭示）

第七十五條 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の揭示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）の揭示をしなければならぬ。ただし、第四十六條の二第一項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 〃 8 (略)

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七條の二 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一條第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第四百四十二條の三第一項の規定によるウェブサイトを等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第四百四十三條第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記(次項及び第四項において単に「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六條第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六條の三第一項若しくは同條第二項において準用する第八十六條の二第九項前段又は第八十六條の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める額の報酬を支給することができる。

3 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者(当該候

2 〃 8 (略)

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七條の二 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一條第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六條第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六條の三第一項若しくは同條第二項において準用する第八十六條の二第九項前段又は第八十六條の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める額の報酬を支給することができる。

3 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者(当該候

補者届出政党が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限り、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動に従事する者（当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一条第三項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限り、）に対し、当該選挙につき第八十六条の二第一項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

5 (略)

(政談演説会等の制限)

第二百一条の十二 (略)

2 政党その他の政治団体は、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の期日の前日までの間が他の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所又は共通投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所

補者届出政党が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限り、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動に従事する者（当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一条第三項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限り、）に対し、当該選挙につき第八十六条の二第一項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

5 (略)

(政談演説会等の制限)

第二百一条の十二 (略)

2 政党その他の政治団体は、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の期日の前日までの間が他の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の

又は共通投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、この章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。次条第一項ただし書の規定により自動車の上において政治活動のための連呼行為をすることも、また同様とする。

3 (略)

(投票干渉罪)

第二百二十八条 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。以下この章において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行った者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 (略)

2と4 (略)

5 第四十九条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

6 第四十九条第九項の規定による投票については、同項の施設又

入口から三百メートル以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。次条第一項ただし書の規定により自動車の上において政治活動のための連呼行為をすることも、また同様とする。

3 (略)

(投票干渉罪)

第二百二十八条 投票所（期日前投票所を含む。以下この章において同じ。）又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を認知する方法を行った者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 (略)

2と4 (略)

(新設)

5 第四十九条第八項の規定による投票については、同項の施設又

は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第九項の規定により行われる送信に要する費用

五 十二 (略)

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 投票所、期日前投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第八項の規定により行われる送信に要する費用

五 十二 (略)

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱い(第四十九条第一項、第四項及び第七項から第九項までの規定による投票に関するものを除く。)については、政令で定める。

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項若しくは第九項の規定による投票に関し国外においてする行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

(不在者投票の時間)

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為(国外においてするものを除く。次項において同じ。)のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱い(第四十九条第一項、第四項、第七項及び第八項の規定による投票に関するものを除く。)については、政令で定める。

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に関し国外においてする行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

(不在者投票の時間)

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為(国外においてするものを除く。次項において同じ。)のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執

務時間内にしなければならない。

務時間内にしなければならない。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（共通投票所）</p> <p>第五十条の二 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合において、投票人の投票の便宜のため必要があると認めるときは、前条の投票所のほか、当該市町村の区域内の駅、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）その他の当該市町村の区域を通じて投票人の投票の便宜を図ることができると思われる場所として指定した場所に、いずれの投票区に属する投票人も投票をすることができる投票所（以下「共通投票所」という。）を設けることができる。この場合において、第四十九条第一項中「登録された者」とあるのは「登録された者（第五十条の二第一項に規定する共通投票所（以下この条において「共通投票所」という。）にあつては、当該市町村の投票人名簿に登録された者。次項において同じ。）」と、同条第二項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、同条第三項中「投票区」とあるのは「投票区又は一の共通投票所」と、第五十三条第一項ただし書、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項及び第五十九条第二項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、第六十二条第二項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、「指定在外投票区の投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所（共通投票所</p>	<p>（新設）</p>

において投票を行わせる場合にあっては、指定在外投票区の投票所又は市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所」と、第六十四条中「第七十四条」とあるのは「第五十条の二第二項において準用する第七十四条」と、「投票所外」とあるのは「投票所外又は共通投票所外」と、「投票所の」とあるのは「投票所又は共通投票所の」と、第六十五条第一項中「投票所内」とあるのは「投票所内又は共通投票所内」と、「投票所に」とあるのは「投票所又は当該共通投票所に」と、第六十七条第一項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」とする。

2| 次条、第五十二条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、次条第一項中「投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは、「必要があると認めるときは、共通投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は共通投票所を閉じる時刻を」と読み替えるものとする。

3| 第七十条又は第七十一条第一項の規定により投票の期日を定めた場合における第一項の規定の適用については、同項中「いずれの投票区」とあるのは、「いずれの投票区（国民投票の期日においては当該国民投票の期日に投票を行う投票区に限り、第七十条又は第七十一条第一項の規定により定めた投票の期日においては当該投票の期日に投票を行う投票区に限る。）」とする。

4| 市町村の選挙管理委員会は、共通投票所を設けた場合において

は、投票所において投票をした投票人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした投票人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)

第六十条 ①・2 (略)

3 第五十条、第五十条の二第四項、第五十一条、第五十二条及び第七十二条から第七十四条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条	市役所	国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所設ける。この場合において、市町村の選
------	-----	--

(期日前投票)

第六十条 ①・2 (略)

3 第五十条から第五十二条まで及び第七十二条から第七十四条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条	(新設) 市役所	国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所(新設)
------	----------	--

	第五十条の二第四項		第五十一条第一項
	共通投票所を	共通投票所において 投票をすること及び 共通投票所において 投票をした投票人が 投票所又は他の共通 投票所	午前七時 投票人の投票の便宜 のため必要があると 認められる特別の事 情のある場合又は投 票人の投票に支障を
挙管理委員会は、当 該市町村の人口、地 勢、交通等の事情を 考慮して、期日前投 票所の効果的な設 置、期日前投票所へ の交通手段の確保そ の他の投票人の投票 の便宜のため必要な 措置を講ずるものと する。	二以上の期日前投票 所を	一の期日前投票所 他の期日前投票所	午前八時三十分 次の各号に掲げる場 合にあつては、当該 各号に定める措置を とることができる。 一 当該市町村の選

	(新設)		第五十一条第一項
	(新設)	(新設) (新設)	午前七時 投票人の投票の便宜 のため必要があると 認められる特別の事 情のある場合又は投 票人の投票に支障を
	(新設)	(新設) (新設)	午前八時三十分 二以上の期日前投票 所を設ける場合に あつては、一の期日 前投票所を除き、期 日前投票所を開く時刻

来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げるこ
とができる。

二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合、期日前投票所を開く時刻を三時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。）期日前投票所を開く時刻を三時間以内の範囲内において繰り

来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において

を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を

(略)		<p>上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。</p>
-----	--	--

4 (略)

(不在者投票)

第六十一条 ①～6 (略)

7 投票人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶（次項において「指定船舶」という。）に乗って本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員をいう。）であるものうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて

(略)		
-----	--	--

4 (略)

(不在者投票)

第六十一条 ①～6 (略)

7 投票人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員をいう。）であるものうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることがで

送信する方法により、行わせることができる。

8 | 前項の規定は、同項の投票人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるもの及び投票人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安
定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。）であるものうち国民投票の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替へるものとする。

9・10 | (略)

(在外投票等)

第六十二条 ①・2 | (略)

3 | 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、前条第二項から第九項までの規定は、適用しない。

(投票所に入し得る者)

第七十二条 | 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

きる。

(新設)

8・9 | (略)

(在外投票等)

第六十二条 ①・2 | (略)

3 | 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(投票所に入し得る者)

第七十二条 | 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、投票人の同伴する幼児その他の投票人と

2| 前項の規定にかかわらず、投票人の同伴する子どもは、投票所に入る事ができる。ただし、投票所における混雑、けん騒その他の事情により投票所の秩序及び静穏を保持すること又は投票の公正を確保することができなくなるおそれがあると投票管理者が認めるときは、この限りでない。

3| 前項に規定するもののほか、投票人を介護する者その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、投票所に入ることができる。

(開票)

第八十条 (略)

2 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所、共通投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならぬ。

3 (略)

(開票所の取締り)

第八十八条 第七十二条第一項、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(準用)

第九十九条 第七十一条第一項本文、第七十二条第一項、第七十三条及び第七十四条並びに公職選挙法第八十二条の規定は、国民投票

もに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

(新設)

(新設)

(開票)

第八十条 (略)

2 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならぬ。

3 (略)

(開票所の取締り)

第八十八条 第七十二条本文、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(準用)

第九十九条 第七十一条第一項本文、第七十二条本文、第七十三条及び第七十四条並びに公職選挙法第八十二条の規定は、国民投票

票分会及び国民投票会について準用する。この場合において、第七十一条第一項本文中「都道府県の選挙管理委員会は」とあるのは、「国民投票分会に関しては都道府県の選挙管理委員会は、国民投票会に関しては中央選挙管理会は」と読み替えるものとする。

(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)

第百三条 (略)

2 教育者(学校教育法に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

(投票の秘密侵害罪)

第百十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所(共通投票所及び第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。以下この節において同じ。)、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容を表示したとき

分会及び国民投票会について準用する。この場合において、第七十一条第一項本文中「都道府県の選挙管理委員会は」とあるのは、「国民投票分会に関しては都道府県の選挙管理委員会は、国民投票会に関しては中央選挙管理会は」と読み替えるものとする。

(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)

第百三条 (略)

2 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

(投票の秘密侵害罪)

第百十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務に係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所(第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。以下この節において同じ。)、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容は、二年以下

は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百二十三条 (略)

254 (略)

5] 第六十一条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱とみなして、この節の規定を適用する。

6] 第六十一条第九項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

(費用の国庫負担)

第三百三十六条 国民投票に関する次に掲げる費用その他の国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とする。

一 (略)

の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百二十三条 (略)

254 (略)

(新設)

5] 第六十一条第八項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

(費用の国庫負担)

第三百三十六条 国民投票に関する次に掲げる費用その他の国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とする。

一 (略)

- 二 投票所、共通投票所及び期日前投票所に要する費用
三〇十一 (略)

(国民投票に関する期日の国外における取扱い)

第百四十一条 この法律に規定する国民投票に関する期日の国外における取扱い(第六十一条第一項、第四項及び第七項から第九項までの規定による投票に関するものを除く。)については、政令で定める。

(国民投票に関する届出等の時間)

第百四十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項若しくは第九項の規定による投票に関し国外においてする行為、第六十二条第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によって在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

(不在者投票の時間)

第百四十三条 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為(国外においてするものを除く。次項において同じ。)のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

- 二 投票所及び期日前投票所に要する費用
三〇十一 (略)

(国民投票に関する期日の国外における取扱い)

第百四十一条 この法律に規定する国民投票に関する期日の国外における取扱い(第六十一条第一項、第四項、第七項及び第八項の規定による投票に関するものを除く。)については、政令で定める。

(国民投票に関する届出等の時間)

第百四十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に関し国外においてする行為、第六十二条第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によって在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

(不在者投票の時間)

第百四十三条 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為(国外においてするものを除く。次項において同じ。)のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている職務時間内にしなければならない。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対してする行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている職務時間内にしなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十五条（選挙の投票を行わない場合）（略）</p> <p>② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十條の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。</p> <p>③（略）</p> <p>第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならない。</p>	<p>第二十五条（選挙の投票を行わない場合）（略）</p> <p>② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十條の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。</p> <p>③（略）</p> <p>第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならない。</p>

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十条第二項の規定を除く。）、第一百一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第一百七十七条（設置選挙）、第二百二十九条、第三百十条、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百三十七条</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条の二の二まで並びに第八十条第二項の規定を除く。）、第一百一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第一百七十七条（設置選挙）、第二百二十九条、第三百十条、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百三十七条</p>

まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百四十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第七百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に

まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百四十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第七百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に

掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(略)	第三十四条第四項第六号	(略)	(略)
	第三十九条の二第一項	第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで	第四十五条第一項
(略)	第三十九条の二第二項	次条、第四十一条	第四十一条
	第四十八条の二第三項	第三十九条、第三十九条の二第四項、第四十条、第四十一条	第三十九条、第三十九条の二第四項、第四十一条

掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(略)	第三十四条第四項第六号	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)
	第四十八条の二第三項	第三十九条から第四十一条まで	第三十九条、第四十一条

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電磁的記録式投票機による投票）</p> <p>第三条 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この項において同じ。）の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。以下この条及び第七条において同じ。）において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることのできる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（投票の特例）</p> <p>第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定（同法第三十九条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表</p>	<p>（電磁的記録式投票機による投票）</p> <p>第三条 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この項において同じ。）の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所（期日前投票所を含む。以下この条において同じ。）において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることのできる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（投票の特例）</p> <p>第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定を適用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(表・略)

(表・略)